〃	第四回	十億円	百四円六十銭	
〃	〃	二百十五億円	百四円六十三銭	
〃	〃	二十一億円	百四円六十九銭	
〃	第五回	百十五億円	百五円八十八銭	
〃	〃	八億円	百五円九十四銭	
〃	第六回	百五十五億円	百六円二十八銭	
〃	第七回	十五億円	百七円三十五銭	
〃	〃	百七十六億円	百七円三十八銭	
〃	〃	五億円	百七円四十四銭	
〃	第八回	十億円	百八円二十銭	
〃	〃	二百二十四億円	百八円二十三銭	
〃	第九回	百十一億円	百八円九十三銭	
〃	第十回	百六十一億円	百九円六十三銭	
〃	第十二回	十四億円	百十円七十九銭	
〃	〃	四十九億円	百十円八十三銭	
〃	第十三回	十七億円	百十一円六十八銭	
〃	第十四回	四億円	百十一円八十九銭	
〃	〃	五十二億円	百十一円九十三銭	
〃	第十五回	四億円	百十一円九十九銭	
〃	〃	十四億円	百十三円二十四銭	
〃	〃	一億円	百十三円二十五銭	
〃	〃	七十一億円	百十三円二十八銭	
〃	第十六回	三十三億円	百十三円六十九銭	
〃	〃	七十七億円	百十三円七十三銭	
合計		二千二百二十四億円		

○国土交通省告示第千百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
鉾田市秋山字カナクソ六八二番一から同市紅葉字灰原久保九五二番四まで	最大　三二四（メートル） 最小　三五（メートル）	八九七〇（メートル）

○国土交通省告示第千百三十二号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定に基づき、建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六号の次に次の一号を加える。

六の二　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者（その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含み、かつ、五年以上の実務経験の後建設業法第二十六条第三項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験（以下「専任の監理技術者による指導を受けた実務経験」という。）二年以上を含む者に限る。）で、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験二年以上を含む三年以上の実務経験を有する者

第二十八号中「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号第十八号」を「平成十七年国土交通省告示第六百七号第十二号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八の二　平成十七年国土交通省告示第六百九号第十四号に掲げる者であって、受検しようとする種目について同号に該当することとなった後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上の実務経験を有するもの

二十八の三　平成十七年国土交通省告示第六百十一号第十六号に掲げる者であって、受検しようとする種目について同号に該当することとなった後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

第二十九号中「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号第十八号」を「平成十七年国土交通省告示第六百七号第十二号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十九の二　平成十七年国土交通省告示第六百九号第十四号に掲げる者であって、受検しようとする種目について同号に該当することとなった後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

二十九の三　平成十七年国土交通省告示第六百十一号第十六号に掲げる者であって、受検しようとする種目について同号に該当することとなった後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。